



2024年5月21日

各 位

会社名 三井不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 植田 俊
(コード番号 8801 東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 平原 秀人
(TEL. 03-3246-3155)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定について、2024年6月27日開催予定の第112回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の理由

当社は、2020年6月26日開催の第108回定時株主総会において、「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、当該定時株主総会における同議案に係る決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度を導入しております。

今般、株主の皆さまとより一層の価値共有を進めるため、また、当社株価の上昇に伴う当社株式価値の増加を考慮して、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の年額および本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数を変更することをお願いするものであります。

2. 改定の内容

改定の内容は以下のとおりです。

なお、以下の改定内容以外に、当初決議の内容に変更はありません。

(1) 本制度に係る株式総数の上限

現行	改定後
年 600,000 株以内	年 900,000 株以内

※2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割をしているため、上記株数は株式分割実施後の株数にて記載。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の上限

現行	改定後
年額 6 億円以内	年額 20 億円以内

以 上